

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務（以下「委託業務」という。）の適切な実施を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による検査及び当該検査に当たる検査員（以下「検査員」という。）の任命、職務、検査の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 検査の対象となる委託業務は、委託業務の内容、規模等を勘案し、市長が指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定に係る委託業務の実施に当たっては、検査の対象となる旨を仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）に明示するものとする。

(任命等)

第3条 検査員は、建設局土木部技術政策課に所属する職員のうちから市長が命ずる。

2 検査員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委託業務の検査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委託業務の実施に当たり市長が必要があると認めること。

(検査の方法)

第4条 検査員は、契約書及び静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款（以下「約款」という。）並びに設計図書に基づき、委託業務の執行の状況を検査するものとする。

2 検査には、当該委託業務の受注者その他必要と認める関係者の立会いを求めなければならない。

(検査実施後の措置)

第5条 検査員は、委託業務が検査に合格したと認めるときは、別に定める検査復命書及び検査報告書により、その結果を市長に復命しなければならない。

2 検査員は、検査の結果、委託業務の実施が契約書及び約款並びに設計図書に基づいて行われていないと認めるときは、上司に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(検査結果の成績評定)

第6条 市長は、検査の結果について別に定めるところにより成績評定を行う。

2 市長は、前項の成績評定の対象となる委託業務において、その旨を設計図書に明示するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委託業務の検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に契約を締結する委託業務の検査について適用し、同日前に契約を締結した委託業務の検査については、なお従前の例による。